

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第1区分  
 【発行日】令和6年1月5日(2024.1.5)

【国際公開番号】WO2021/146290  
 【公表番号】特表2023-511284(P2023-511284A)  
 【公表日】令和5年3月17日(2023.3.17)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-051  
 【出願番号】特願2022-542972(P2022-542972)  
 【国際特許分類】

10

G 0 1 N 3/08(2006.01)  
 G 0 1 N 3/32(2006.01)  
 G 0 1 M 7/02(2006.01)

【F I】

G 0 1 N 3/08  
 G 0 1 N 3/32 Z  
 G 0 1 M 7/02 C

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月21日(2023.12.21)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基部と、

前記基部に接合される少なくとも一对の支柱と、

前記基部から離れた位置で前記支柱に接合されるクロスヘッドと、

少なくとも一对の試料ホルダーであって、第1の試料ホルダーは前記クロスヘッドによって支持されるとともに前記基部に対面し、第2の試料ホルダーは前記基部によって支持され、前記基部は、前記クロスヘッドに最も近い前記支柱の各々に接合される部分である、少なくとも一对の試料ホルダーと、

30

前記試料ホルダーのうち的一方と、対応する前記基部又は前記クロスヘッドとの間に直列に連結されるアクチュエーターと、

前記支柱の各々に連結されるとともに該支柱の間に広がるブレースであって、前記支柱の各々に、前記基部と前記クロスヘッドとの間においてその長さに沿った位置で連結される、ブレースとを具備する試験機。

【請求項2】

前記ブレースは、互いに遠隔の前記試料ホルダーの端部の間において、前記支柱の各々に連結される請求項1に記載の試験機。

40

【請求項3】

前記ブレースは、互いに最も近い前記試料ホルダーの端部の間において、前記支柱の各々に連結される請求項1に記載の試験機。

【請求項4】

前記ブレースは、互いに最も近い前記試料ホルダーの前記端部間の2.5%～75%の範囲の距離にある位置で前記支柱の各々に連結される請求項3に記載の試験機。

【請求項5】

前記ブレースは、互いに最も近い前記試料ホルダーの前記端部間の4.0%～60%の範

50

囲の距離にある位置で前記支柱の各々に連結される請求項 4 に記載の試験機。

【請求項 6】

前記ブレースは、互いに最も近い前記試料ホルダーの前記端部間の50%の距離において前記支柱の各々に連結される請求項 5 に記載の試験機。

【請求項 7】

各支柱は軸を有し、前記ブレースは、両方の支柱の前記軸を有する平面に対して平行な前記支柱間の平面に沿って延在する部分を有する請求項 1 に記載の試験機。

【請求項 8】

前記ブレースの各端部にある前記部分は、各支柱の二等分面に沿ってそれぞれの支柱の外面の対向する側部に接合され、前記二等分面は、前記支柱の間に延在する前記平面に対して垂直である請求項 7 に記載の試験機。

10

【請求項 9】

前記ブレースは開口を有しており、該開口を通って前記試料ホルダー間の軸が延在する請求項 1 に記載の試験機。

【請求項 10】

前記ブレースは、前記開口の一部を形成する取り外し可能部分を有する請求項 9 に記載の試験機。

【請求項 11】

前記少なくとも一对の支柱は 4 つの支柱を含み、第 2 のブレースが、前記ブレースとは異なる 2 つの支柱の間に連結され、前記第 2 のブレースは、前記支柱の各々に、互いに遠隔の前記試料ホルダーの端部の間においてその長さに沿った位置で連結される請求項 1 に記載の試験機。

20

【請求項 12】

第 3 のブレースと第 4 のブレースとを更に備え、前記ブレース、前記第 2 のブレース、前記第 3 のブレース及び前記第 4 のブレースは、前記試料ホルダーの間に延在する軸を取り囲む周縁の周りに隣接する支柱をそれぞれ連結する請求項 11 に記載の試験機。

【請求項 13】

前記アクチュエーターは前記基部内に配設される請求項 1 に記載の試験機。

【請求項 14】

前記支柱は前記基部を貫通して延在している請求項 13 に記載の試験機。

30

【請求項 15】

前記クロスヘッドから遠隔の前記基部側にある前記支柱の端部は共に接合される請求項 14 に記載の試験機。

【請求項 16】

前記アクチュエーターは前記クロスヘッド内に配設される請求項 1 に記載の試験機。

【請求項 17】

前記支柱は前記クロスヘッドを貫通して延在している請求項 16 に記載の試験機。

【請求項 18】

前記基部から遠隔の前記クロスヘッド側にある前記支柱の端部は共に接合される請求項 17 に記載の試験機。

40

【請求項 19】

基部と、

前記基部に接合される少なくとも一对の支柱と、

前記基部から離れた位置で前記支柱に接合されるクロスヘッドと、

少なくとも一对の試料ホルダーであって、第 1 の試料ホルダーは前記クロスヘッドによって支持されるとともに前記基部に対面し、第 2 の試料ホルダーは前記基部によって支持され、前記基部は、前記クロスヘッドに最も近い前記支柱の各々に接合される部分である、少なくとも一对の試料ホルダーと、

前記試料ホルダーのうち的一方と、対応する前記基部又は前記クロスヘッドとの間に直列に連結されるアクチュエーターと、

50

前記基部と前記クロスヘッドとの間において各支柱の長さに沿った位置で前記支柱の各々に連結されるブレースアセンブリであって、前記支柱と一緒に連結するか、或いは、前記基部若しくは前記クロスヘッドに連結するように、前記支柱の間に延在するブレースアセンブリとを具備する試験機。

【請求項 20】

前記ブレースアセンブリは、前記基部及び前記クロスヘッドから離れた位置で前記支柱に連結されるとともに、前記支柱の間に延在するブレースを備える請求項 19 に記載の試験機。

【請求項 21】

前記ブレースアセンブリは、各支柱に連結されるガセットを備え、該ガセットの第 1 の端部は前記支柱に連結され、第 2 の端部は前記基部又は前記クロスヘッドに連結される請求項 19 に記載の試験機。

10

20

30

40

50